

## 折りたたまれた帝国としての戦後日本と東アジア地域形成

浅野 豊美

本日は、日本思想史学会にて、報告の機会を得ましたこと、誠に光栄に存じます。

実行委員長の片岡龍先生をはじめ、大会開催にご尽力されました、すべての関係者の皆様にあつく感謝申し上げます。

本日は、最近名古屋大学出版会より発刊させていただきました拙著『帝国日本の植民地法制』をもとに、その方法論を紹介しつつ、日本思想史学会の今回のテーマ「日本思想史からみた憲法——歴史・アジア・日本国憲法」と重なる問題意識部分を中心に報告させていただきたいと思います。

最初に、共通テーマを私自身がどのように受け止め、私自身の問題意識とどのようにそれが重なっていると意識します。

てはいるのかについて、簡単に触れておきたいと思います。

私が拙著を通じて追い求めたことは、民族と民族との「共存のあり方」を歴史に問うことでした。民族と国民との間には、主権を有する国家を保有しているか否かという点で大きな距離がありますし、人種や国民に比べて、民族という言葉自体が新しい翻訳語であることは承知しておりますが、それには本日は深く立ち入ません。

「共存のあり方」をめぐる問題意識には、「差別」や「共生」と通称される領域も含みます。しかし、文化的に異質で日常言語によるコミュニケーションができない集団との共存のあり方を歴史として書こうとする場合、その共存を左右した法制度に焦点を当てることで、的確な言葉が見つ

からない問題群、民族相互の外延、社会的境界の性格とも呼べるようなものを、歴史として記述することができるのではないか、それが根本的な問題意識です。

また、民族と民族との共存のあり方を歴史に問うに際して、問いかけられるべき歴史とはいわゆる戦前のみのそれを意味しません。なぜにして、その時代の共存のあり方をめぐる議論は、現在に至るまで強い非難を浴びたり大いなる論争を巻き起こしたりする問題として、残っているのかという点で、改めて、戦後史をも歴史の対象として問われなければならぬ、それができて初めて、歴史を問おうとする主体自体をも組み込んだ、新たな歴史記述の可能性が生まれるのではないかとも思っています。

こうした私自身の問題意識に立つて、あらためて、明治憲法と日本国憲法という二つの憲法が、民族と民族の共存（共存／差別）のあり方をどのように規定するものであったのかを整理し、これからの中未来における共存の制度としての東アジア共同体と、各の憲法秩序の在り方にまで論を進めてみたい、それが今回の発表の趣旨です。

その方法論について話を進めさせていただきます。拙著は、東アジアでの民族と民族との共存の秩序のひな型とし

\*

\*

て、「地域」と「帝国」という二つの両極端の秩序を想定し、そこは今まで展開された実際の過去を、歴史として抽出せんとしたものです。この両極端の秩序を歴史の補助線として引くことによって、帝国の歴史的起源、その後の展開、変質、そして解体と戦後日本の誕生過程を、法制度の細かな実証分析に依拠して明らかにしたと考えています。そういう意味で、憲法という国家の根本規範の中に、国民がどのように位置づけられていたのか、国民を定義した国籍法と、国民の権利とその救済のための司法制度、国民の国家への参加に制限を設けた選挙法や公務員法等が大事となるわけです。

国家の根本的あり方に関わる法制度を分析するに際して、その方法として注目したのは、主権国家としての承認を意味した条約改正と、そのための法典編纂と司法制度の整備が、最大の条件として必要とされたという日本本土の歴史です。それが新領土の領有に際しては、どのように変化したのかに注目しました。領有前の台湾にも、併合以前の朝鮮にも、治外法権を有した西洋外国人は、すでに居住していました。彼等の生命と財産を保護するに十分な植民地法制度の整備なしには、帝国の拡張に対する英米の理解と承認を取り付けることはできなかつたのです。

よつて、日本の帝国としての法的特徴は、西欧が作つた

居留地制度の中において、それを植民地的帝国法制によつて代替することによつて膨張が行われたことに起因していると考えます。つまり、「無主地」先取の原則に従いながら、主権国家を形成した世界の外側に向けて西洋が拡張したのに対し、近代日本は、周辺地域に存在していた開港場・居留地体制の中で拡張をおこないました。そこが根本的な相違点であり、帝国法制の役割は全く異なつていたと考えます。こうした特徴を無視して、単なる帝国主義論に立脚して今まで日本帝国の分析が行われてきたことが、研究上の諸問題につながつていると考えています。日本の帝国的拡張は、国際関係の中で、そして少なくとも初期において西洋の暗黙的明示的同意のもとで、「植民地版条約改正」作業を通じて行われたのです。

居留地には、「治外法権」特権を有する西洋人が、宣教師、貿易商、鉱山技師・資本家として居住し商業を営んでおりました。そして、西洋人の治外法権特権の廃止を念頭にして、「帝国法制」が編成され、植民地で法律と司法機関が整備されたことは、日本の陸奥宗光の条約改正による内地での法典編纂と司法整備と同じでした。日本帝国は「文明」的外国人の生命と財産を守護するに十分な秩序として、作業によつて形成されたわけです。

そして、こうした帝国的レベルでの法典編纂と司法制度整備の一環をなしたものこそ、明治憲法の制定と、その外延への拡張であったことはいうまでもありません。詳細は省略しますが、注目すべきは、夏島において明治憲法草案の起草が行われた際、その七原則の一つとされたのは、「日本帝国の領土区域は憲法に掲げず、法律を以て定ること」とするということでした。伊藤博文が中心となつて夏島で行われた明治憲法起草のための七人だけの会合に参加した際、金子堅太郎は、伊藤博文が他の起草委員に示した七つの憲法起草原則中の第六原則として、この原則が存在したと証言しています（一九三七年の証言<sup>(1)</sup>）。これは、憲法の起草段階で既に帝国としての膨張を織り込んだ配慮がなされていたことを示すものでしょう。また、その後の台湾領有に際して、巻き起こつた六三法問題といわれる、台湾総督への委任立法権付与問題の前史ともいうことができます。六三法の詳しい話も省略せざるを得ませんが、植民地に整備された法律と司法制度は、本土の明治憲法を頂点とする立憲制度が、十分には機能しない空間として設定されました。憲法の定める「法律事項」が、総督の命令にゆだねられたのです。

では、どのような法律が総督の命令にゆだねられた委任立法の対象とされたのでしょうか。まず、例外を抑えるこ

とが大事です。日本国民の税金を使って運営される総督府特別会計や、台湾と朝鮮の事業公債は、依然として帝国議会の議決と法律のもとに置かれていました。その一方で、植民地における臣民の権利は、在韓在台の日本人も含めて、総督の命令にゆだねられました。しかし、後者にあつても臣民の権利を左右した基本法ともいってべき民法、刑法においては、「依用」という仕組みによって在韓在台の日本人のみについては、本土の法律が実質的に延長されると同じ効果を生む属人的法制が布かれました。

では、どうやって「日本人」（正確には「内地人」）を区別したかといえば、「家」に関する戸籍法令の区別が重要でした。幾種かの戸籍法令を通じて、個人は「法域」とよばれる空間に所属する「戸」の構成員として、いく種類かに分かれた帝国臣民となるという仕組みが作られました。法律上の戸籍法の戸に属する個人が内地人、朝鮮総督の命令に属する朝鮮戸籍令上の戸に属する個人が朝鮮人、台湾総督の命令に属する台湾戸口規則上の戸に属する個人が台湾本島人となります。

条約改正が、日本国民対外国人という枠を作ったとすれば、植民地版条約改正は、内地人、外地人、外国人という三者を作ったということができます。そして、外地人は、完全には内地人に成りきつていらない存在として、内地の法

令が依用される法域に旧慣上の戸を置く家族の構成員として定義されました。明治憲法が保障した私法上の権利に差を設け、且つそれを属人化させることができ、各々の法域ごとに家制度を分けることによって可能となつたのです。

しかしながら、こうした枠組みは、明治憲法の成立当初から予定されていたわけではありません。台湾の初期法制をめぐっては、内地と外地の間で戸を移せるようにする構想を後藤新平は推進しましたし、日本のいわゆる保護下に置かれた大韓帝国に対して、伊藤博文統監は少なくとも一九〇八年ごろまでは、法典と司法制度整備を中心とした立憲体制の輸出を、第一の目標としていました。立憲体制を周辺の韓国や清国に移植すること、そして、それに依拠した東アジアの独自の地域秩序を、少なくとも形式上は対等の独立国間のものとして作ること、憲法体制の創始者としての伊藤が最後の目標としたのは、立憲体制の地域的拡散でありました。

そうした構想が挫折したところから、日本の帝国は芽生えた。それが地域主義という歴史の補助線を引くところから見えてきた、というのが私の主張です。この補助線として注目したのは、一見実務的な法律に見える工業所有権法令の整備を、アメリカの要求に従つて伊藤が韓国で行つたことです。曾禰荒助という条約改正の際の元商工務大臣を

副統監に指名したこと、こうした文脈にそつて考えなければならぬでしよう。

統治コストがかかるだけで朝鮮人から理解もされない、そのような理由から併合を推進していったのが、山県有朋や寺内正毅を中心とする長州閥の流れをくむ陸軍の一部でした。伊藤が最後に一九〇九年四月上旬の段階で「併合」に了承を与え、統監を辞任したことはよく知られていますが、それでも伊藤の許した「併合」は現実に歴史上展開したところの「併合」つまりその後の武断的統治とは異なるものでありました。朝鮮議会設置の構想が存在し、総督からも独立した裁判制度が、朝鮮において明治憲法上の法律に依拠して設置されようとしていたことが、それを物語っています。

連邦あるいは国家連合的な併合を伊藤は考えていたことが、こうした構想から窺うことができると同時に、それは安重根の考えていた「東洋平和」の理想とそれほどかけ離れたものではなかつたのではないかとも私は考えています。また、こうした伊藤統監の遺志を継ぐ形で、当時の側近たちが一九二〇年代になつて、斎藤実朝鮮総督のもとで、朝鮮議会を推進しようとしたこと、その際に、スイスにおけるドイツ系、フランス系、イタリア系の三民族が、自由な自治的制度のもとに強固に結合していることに、朝鮮総督

府の中堅官僚たちが注目していたことが、近年の李ビヨンシク先生の研究（日本歴史）からも明らかになつてきています。崔麟という仏教を基盤とする民族主義者もアイルランド議会の視察を行つていますが、立ち寄つたハワイにおいて李承晩も朝鮮議会が開設されれば、帰国して参加する旨の意思を有していたと語つたことも金東明先生の研究から明らかになつてきています。

しかし、先ほど述べたような内地の法令がやがて貫徹すべき存在としての一段劣つた外地と、「文明」的司法制度が整備され「外国人」と「国民」という差別だけの残る内地という空間的属性の分離を基礎として、そこに属人法を組み込んだ帝国法制の根本は、修正されないままでした。終戦直前に、内地延長を「飛躍」させる措置として、衆議院議員選挙法の朝鮮と台湾への延長施行が制度化されました。が、それは朝鮮議会構想を完全に封殺するものであつたと同時に、朝鮮と台湾のみで制限選挙を行うという、非常に中途半端なものとなつたのです。これは、明治憲法体制が内地と外地という帝国法制として運用されており、それが国民としては統合されない「外地人」との異質性の上の共存という原理としてではなく、文化的同質性を前提としてしか機能しないことを暴露したものでありました。それでも、終戦後の帝国解体を拒否すべく帝国を国民国家に偽

装しつつ、本土決戦を帝国的なレベルで半島をも巻き込んで戦うためのものとができるでしょう。

また、帝国解体後に整備された日本国憲法は、こうした空間的な分離と属人的な分離を、引揚と帰還政策によって物理的に一致させるという前提のもとで、日本国民だけの戦後日本国家を前提として、制定されたことも重要な事実です。

極東委員会がワシントンD.C.で発足する直前、既成事實を作るためにマッカーサーが日本国憲法の制定を迫ったものであることはよく知られています。しかし、注目すべきは、内外地の行政分離が四六年一月の末に行われ、極東委員会の議題となるべき占領管理体制の布かれる領域が、南朝鮮と沖縄・奄美・小笠原、それに歯舞・色丹をも除外して定義されたことです。日本周辺地域への直接占領体制が整備され、連合国による周辺の分割体制が整えられ、いわゆる「四つの口」が閉じられた空間の中に、周辺からの大量の日本人引揚と、そこからの朝鮮人・台湾人・琉球人の帰還が推進されたのです。国連信託統治が予定されていた朝鮮半島における米ソ共同委員会の設置もその直前の前年一二月ですし、南洋群島と合わせて琉球を戦略的信託統治に組み入れるかどうかが議論されていたのも、四六年二月です。そして分離された地域においては、米ソの単独統

治がその種の制度により固定化していくことになります。それまで、終戦後にも関釜連絡船は動いていましたし、南朝鮮から日本への送金も一二月九日まではすることができました。在朝鮮日本人で日本本土に資産を有した人々は、温泉地の国内の別荘から引揚生活を始めたのです。引揚については、ようやく近年関心を呼んでいますが、それが日韓関係に、そして戦後日本社会の形成にどのような意味を持つていたのかは、まだまだ追究すべき課題が残されています。戦争によって膨張した陸軍病院やお医者さんが戦後の福祉国家にいかに転換したのか、陸軍工兵隊が戦後の公共事業建設を担う土建業者になっていたのではないか、いろいろと探求すべき問題は多いのです。

最後に、アメリカによる帝国の再編と地域への組み替えこそが、占領戦後史を地域的視野で再検討するカギであるという観点から、在外財産問題と、朝鮮債権の行方という二つに絞って、戦後日本が帝国としての日本のいかなる延長線上に形成されたものであったのかを論じてみたいと思います。

終戦後間もない一九四六年五月から六月にかけて、アメリカのトルーマン大統領は、エドワイン・ボーレーという石油王の率いた対日賠償調査団を満州（現中国東北部）・北朝鮮に派遣しています。これは、日本の在外資産の接收と

日本本土の余剰工業設備の移転によって賠償を実行し、地域としての東アジア経済統合を実現することを予定したものでした。賠償問題は、占領戦後史の中で安保問題の陰に隠れてきましたが、実は、帝国の再編がいかに計画され、実行されたのかを説くために、非常に重要な研究分野です。

ボーレー賠償調査団を支えていたのが、オーウエン・ラティモア博士でした。ラティモアは「強い中国」の育成を目指し、日本の満州重工業設備を利用した中国の急速な経済近代化を構想していたのです。これは、また、日本国内の金属・化学・機械工業設備を撤去し、それを北朝鮮と満州に移転することによって、帝国の解体と東アジア地域経済の再編を同時に考えるものでもありました。

実際は、満州の現地調査の結果、主要工業設備がソ連軍によつて大規模に略奪されていることが判明し、構想は潰えましたが、ボーレー使節団の北朝鮮調査で得た工場施設の分布は、北朝鮮爆撃の際に使われましたし、在外財産の評価見積もりは、その後に日韓交渉の基礎データとしても使われることとなつたのです。

賠償問題は、東京裁判と対になつて正戦論を支えていたとも考へています。つまり、正戦であるからこそ、膨大な戦争遂行費用を賠償金として課さない代わり、通常の戦争犯罪以外の、人道と平和に対する罪を犯した犯罪者を罰す

る。同時に、復讐や軍国主義復活の口実に利用されないよう、そして、日本の戦後復興と周辺地域の経済発展とが矛盾しないよう、帝国を機能させていた日本の在外財産を私有財産とともにではなく奪し、その総額をもつて賠償の上限とするという政策が対になつて推進されました。そして、この在外財産としての植民地における機械工業設備に、日本から資本賠償として撤去される設備を合わせ、周辺地域の経済発展を可能ならしめる。戦争責任者を処罰する代わり、それ以上の賠償は課さないというのが、アメリカの基本的な政策でした。

冷戦は、こうした枠組みをより日本に有利に変質せしめ、周辺地域に残された日本の在外私有財産と、元日本国民として戦争に動員された方々への補償とを相殺する枠組みまでを作り出しました。一方、日本人引揚者は、あの財産さえあれば、生活の再建ができる、そんな状況でしたし、自分たちの存在が帝国主義のお先棒を担いだ存在などではないことをまず証明せよと、国内で激しい運動を展開していました。

在外財産と戦争被害補償の相殺こそ、いわゆる「歴史認識問題」の起源ができるでしょう。物と人との相殺という枠組みの中で、鉄道やインフラ、そして建造物に付着した感情と、戦争で亡くなつた親しい

人々に付着した感情とが、異なる集合的・社会的感情となつて結実していったことが、戦後日本とアジア諸国との国交正常化交渉を見る際について重要なと考えていますが、その詳しい話は別の機会にゆずらざるをえません。

韓国についてみれば、最終的に日韓間の衝突は、アメリカから戦後日本に突きつけられていた間接占領経費をテコとして、アメリカの仲介によつて解決されたと私は考えています。間接占領経費とは、帝国解体費用ともいうべき日本人引揚者を大陸や海洋世界から輸送した費用、そして焼け野原となつた日本の大都市の罹災民に配布された食糧と医薬品を主とするガリオア資金でした。間接占領経費を日本に対しても値引く代わりに、アメリカは日本の韓国への経済協力を促したといえるでしょう。その減額分はやがて、沖縄返還協定以後の駐留経費負担や思いやり予算となつて現代に残留している、それは減額分の分割払いとさえいえるのかもしれない、私は考えます。「密約」に関連して問題となつた数百万ドルをはるかに超える金額で、大きな政治的な取引が存在し、その中に戦後は生まれ、現代として存続し続けているのです。そうした大きな構図を見なければ、沖縄の基地や戦後日本の自衛隊の問題を、じつくりと議論することはできないと思つています。

言い残したことですが、ヨーロッパ統合とアジアでの地

域的な統合は対比することができます。アジア方面では重化学工業設備が日本から周辺地域へ分散配置され、それによつて周辺地域の経済開発が促進されようとしていたのに對して、ヨーロッパ方面ではドイツの単独での復活を許しかねないルールの石炭地帯がフランス占領地域から共同管理へと移行されヨーロッパ統合の先駆けとなりました。つまり、ヨーロッパの地域統合は、アジアと同じ帝国的秩序の地域への再編という共通の課題に即したものといえなくもないでしよう。戦後のアジアにおいて、日本の直接投資と、韓国等の外資誘導政策によつて、合弁企業を主体として実際のアジア新興国の工業発展が引き起こされたことは、賠償政策が意図したことを、遅ればせながら実現したもののようにも思われます。しかし、在外財産に付着した心理と感情面での対立はいまだに残つたままで。

アメリカというアクターが東アジアに登場してきたのは、第二次大戦以後ではありません。その起源は、最初に述べた韓国の保護と併合の時代にさかのぼります。地域史という枠組みの中で、今まで日本帝国史、もしくは冷戦史と呼ばれてきた歴史事象が、戦前と戦後をまたいで議論される、いろいろなことが見えてくるような気がします。

複雑に組み立てられたタンスを壊すための最善の方法は、そのタンスがどのように作られたのかを理解することであると、あるイギリス帝国史の専門家は指摘しました。いうまでもなく、近代日本は当初から植民地を領有していたわけではありませんでした。ある時ある決断によつて日本の帝国化が開始され、日本の国内法と列強間の国際的条約体制の中で独特的な国家と社会を有した帝国が誕生したわけです。それを法的な枠組みで把握することによってこそ、今に至るも歴史認識問題として噴出する「差別」「偽善」「搾取」「支配」「近代化」「開発」等の、深い感情を伴う言葉の内実を、国際的な共通の議論の俎上に載せることができると考えます。

とする方法こそ、法制史と政治史を合わせてダイナミックに展開する方法であると思います。それによつて近代日本に由来する各種のナショナリズムやその関係を論じる道が開かれるのではないか。熱い感情を伴うナショナリズムを冷静な頭で腑分け」していくための方法を、法制史と政治史をもちいながら、国際関係論の枠組みに立て開発してこそ、初めて、戦後の課題、つまり物理的帝国解体以後に残存した心理・感情をともなつた未精算の問題に、公明正大な科学のメスを入れられたのではないでしようか。こうした私の思いが、私一人の思いこみなのかな否かは未知数です。今回の報告を通じて、より多くの方と共に、その答えを捜したいと思つております。

かつて、アンダーソン先生の「想像の共同体」というナショナリズムの起源についての本が一世を風靡しました。そうした一九八〇年代の半ば、わたしは日本のナショナリズムやその周辺地域のナショナリズムを念頭に、今に至る研究に取り掛かりました。しかし、今にして思うのは、戦後的価値をめぐる論争に由来する日本社会や日本人の認識上の障害を乗り越えつつ、こうした社会に生まれた一個人としての研究者自身をも歴史的に相対化する作業が、こうした議論をしていくためには必要です。こうした作業を可能

「無味乾燥」にみえる帝国の法制度を歴史の素材とすることによって、本当に、地域主義と帝国主義とを峻別し分析することができるのか否か、ぜひ、より多くの読者からもその答えをいただきたいと切に願つてやみません。経済復興と発展に最大の力点を置いてきた今までの日本と近隣諸国との関係が、雪が解けるように暖かなものへと変化していくきますよう、そして、その先に、心理・感情面でのアジア太平洋地域形成のありかたが浮かび上がる日が来ることを念じつつ、報告を終わらせていただきます。

注

- (1) 金子堅太郎『憲法制定と歐米人の評論』日本青年館、一九三七年、一二三三頁。夏島での起草は一八八七年八月にドイツから帰国した伊藤を囲んで行われた。永井秀夫「明治憲法の制定」『日本歴史』九 明治憲法体制 東京堂出版、二〇〇二年、一六一頁。稻田正次『明治憲法成立史』下巻には、伊藤巳代治文書の中に夏島会議に出された八九カ条草案があるとされる（草案は未見である）。拙著『帝国日本の植民地法制』（名古屋大学出版会、二〇〇八年）第四編では、金子が老年期に直面した満洲国の治外法権廃止問題が取り上げられてある。

（中京大学教授）